

新（令和4年）

旧（昨年度まで）

評価基準表(別表1)

評価基準表(別表1)

(2)収集運搬業(積替え保管を含む)

(2)収集運搬業(積替え保管を含む)

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査方法		審査の基準及び内容	配点	自己評価	
					書面審査	現地審査			点数選択	チェック
3	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	経営的事項	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○		<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】 課税等の状況に関する誓約書(様式第7号)及び以下①～⑩の該当する証明書 *②～⑩都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(「その3の3未納がないことの証明」を添付) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑦事業所税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨社会保険料の納入確認書(「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(24ヶ月分)」を添付) ⑩地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類(例:労働保険料等納入証明書)又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類(直前3年分)</p>	必須		
26	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○	<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 ②会議などの活動が確認できる書面(活動記録又は議事録等) ※委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの</p> <p>※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」で事故「無し」の場合:点数制(上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。) 様式第6号「自己申告書」で事故「有り」の場合:必須項目(上記の審査資料の提出に加え労働基準監督署に提出した労働安全衛生規則第97条の様式第二十三号による報告書の写しが必須となる。)</p> <p>【現地審査資料】 ※様式第6号「自己申告書」で事故「有り」の場合は、現地審査にて、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	2		
27	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○	<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画(年間計画表)を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面(実施状況写真を含む) ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p> <p>※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」で事故「無し」の場合:点数制(上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。) 様式第6号「自己申告書」で事故「有り」の場合:必須項目(上記の審査資料のほか、事故の再発防止に取り組んだことが分かる書類(労働基準監督署に報告した改善書等))</p>	3		

番号	評価項目	中項目	小項目	内容	審査の方法			審査の基準及び内容	配点	自己評価	
					書面	書類	目視			点数選択	チェック
3	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	経営的事項	納税等	法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の未納がない。	○			<p>法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税並びに社会保険料及び労働保険料の納付額に未納がない。</p> <p>【書面審査資料】*②～⑩都外に係る納税証明書は添付不要</p> <p>①法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(「その3の3未納がないことの証明」を添付) ②法人都民税の納税証明書(直前3年分) ③法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ④法人事業税の納税証明書(直前3年分) ⑤固定資産税(土地家屋用)及び都市計画税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑥固定資産税(償却資産用)の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付) ⑦事業所税の納税証明書(「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの(直前3年分)」を添付)・23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ対象。 ⑧不動産取得税の納税証明書(直前3年分) ⑨駐車場の使用権原を証する書類(収集運搬業のみ) ・自者所有の場合は「土地の登記事項証明書(登記簿謄本)」、他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付(*都外の駐車場については添付不要) ⑩社会保険料の納入確認書(「未納の無いことの確認書」又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し(24ヶ月分)」を添付) ⑪地方労働局が発行する労働保険料の未納が無いことを証明する書類(例:労働保険料等納入証明書)又は労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類(直前3年分)</p> <p>※証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書(様式第7号)」にチェックを入れて提出</p>	必須		
26	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	労働安全衛生組織	事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。	○	○		<p>事業規模に応じ、安全衛生委員会等の組織を設置している。</p> <p>【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①労働安全衛生委員会の設置要綱・委員会の組織図 ②会議などの活動が確認できる書面(活動記録又は議事録等) ※委員会の組織図については、更新年月日が記載されているもの 活動記録又は議事録等については、実施年月日が記載されているもの</p> <p>※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合:点数制(上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。) 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合:必須項目(上記の審査資料の提出に加え労働基準監督署に提出した労働安全衛生規則第97条の様式第二十三号による報告書の写しが必須となる。)</p> <p>【現地審査資料】 ※様式第6号「自己申告書」の提出がない場合は、現地審査にて、労働基準監督署に提出した報告書及び事故に対する是正処置が確認できる書面</p>	2		
27	遵法性(産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通)	管理体制	労災防止	労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。	○	○		<p>労働災害事故の未然防止に向けた取組を行っている。</p> <p>【書面審査資料】*①、②すべての資料 ①労災防止に関わる研修及び訓練の実施計画(年間計画表)を示す書面 ※前年度の計画及び今年度の計画が分かる書面 ②労災防止に関わる研修及び訓練の実施状況を示す書面(実施状況写真を含む) ※前年度の状況及び今年度の書面審査を受ける直前までの状況を示す書面</p> <p>※書面審査資料の提出について 様式第6号「自己申告書」の提出がある場合:点数制(上記の審査資料を提出すれば加点の対象となる。) 様式第6号「自己申告書」の提出がない場合:必須項目(上記の審査資料のほか、事故の再発防止に取り組んだことが分かる書類(労働基準監督署に報告した改善書等))</p>	3		

